

市立大津市民病院歯科技工業務 仕様書

1. 業務名 市立大津市民病院歯科技工業務

2. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、契約期間の満了する日から起算して150日前までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間更新するものとする。その更新は4回まで行うことができる。(契約期間は最長の場合、5年間となる。)

3. 業務目的

当院歯科診療における歯冠被覆をはじめとする歯科技工物全般の製作

4. 経費負担

- (1) 受託者に支払う技工料は、必要な材料費を含むものとする。
- (2) 検収により納品物に明らかに適合不良があった場合、再製に要する費用については受託者が負担するものとする。

5. 業務内容

- (1) 当院歯科口腔外科から依頼された指示書・模型をもとに、受託者の作業所にて、業務を実施すること。
- (2) 受託者は製作した技工物については、遅滞なく当院へ納入すること。
- (3) 製作した技工物の納期については、双方協議の上決定すること。
- (4) 当院が早期の納入を依頼する場合は柔軟に対応すること。
- (5) 依頼する技工物については、別紙単価表に掲載されているもの以外にも、柔軟に対応すること。なお、その場合は予め見積書を提出すること。
- (6) 指示書の受け取り及び納品は来院を基本とすること。ただし、双方協議の上、やむを得ず郵送する場合の送料は受託者の負担とする。

6. 発注・検収方法

- (1) 当院が、受託者の用意する歯科技工指示書に必要事項を記載し発注するものとする。
- (2) 受託者が歯科技工製品を納品する場合、その都度当院の検査を受けなければならない。なお、検査で不合格品があった場合は、当該不合格品を速やかに修正し、再検査を受けなければならない。

7. 教育研修

受託者は、業務従事者に対して、必要な知識及び技能を修得することを目的とした研修を行い、病院の運営に支障をきたさないよう万全を期すること。

8. その他

- (1) 契約期間の満了又は契約の解除等により、受託者が変更になる場合は、新たな受託者に対し、本院が定める期間内に業務の引継ぎを確実に行うこと。
- (2) 前項に要する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 当院歯科口腔外科との綿密な連携・相談・対応を心がけること。
- (4) その他仕様書の定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。